


奈良市東部地域どぶろく特区

都道府県名：	奈良県	
申請主体名：	奈良市	
区域の範囲：	奈良市の区域の一部 (田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬及び都祁地区)	
特区の概要：	<p>本地域は年間1,400万人が訪れる世界遺産エリアから車で30分の奈良市の東部、大和高原の北部に位置し、冷涼な気候をいかした質の高い高原米や高原野菜を生産している。その一方で、中山間地域の課題である急速な人口減少、高齢化、生産年齢人口比率の低下が起きており、地域の体力や活力が低下している。それに伴い、主産業である農業の担い手も急激に減少しているため、農業を「稼げる」産業へと変革し、農業者の所得を向上させ、その担い手を増加させる必要がある。</p> <p>本特例措置により、特区内において特定農業者が米を原料とした濁酒を製造することで、本市中心部の観光客を本地域に引き込み、観光客の増加を図る。さらに、米に新たな付加価値をつけ、新たな地域資源とし、農業所得の向上による担い手不足の解消を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	特定農業者による特定酒類の製造事業	



奈良市東部地域の風景



手刈りの様子